

議案第21号

町税条例の一部を改正する件

別紙の通り町税条例の一部を改正する

ものとする

昭和三十三年三月十二日提出 三朝町長 坂出 雅

昭和三十三年三月十七日議決

三朝町議会議長 天野 廉



町税條例の一部を改正する條例

町税條例(昭和三十三年七月四日
條例第六十号)第五條第四号に定める
ヲ七号様式を次のように改める

町税條例第六十三條を次のように改める
第六十三條 固定資産税の税率は百分の
一・八とする

但し国際観光ホテル整備法に基く登録
旅館がその用に供する家屋の登録部分
につりては百分の一・四とする

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和三十
三年四月一日から適用する